

(株)しらかみ長寿の里 ショートステイしらかみ
短期入所生活介護重要事項説明書
指定介護予防短期入所生活介護重要事項説明書
(令和6年8月1日 現在)

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「介護予防」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 しらかみ長寿の里
- (2) 法人所在地 秋田県能代市落合字古悪土1-217
- (3) 電話番号 0185-89-5631
- (4) 代表者氏名 代表取締役社長 小林 正信

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護(平成16年11月15日指定)
指定介護予防短期入所生活介護(平成18年5月1日指定)
- (2) 事業所番号 0570210583
- (3) 事業所の目的 当施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (4) 事業所の名称 しらかみ長寿の里 ショートステイしらかみ
- (5) 事業所所在地 秋田県能代市落合字古悪土1-217
- (6) 電話番号 0185-89-5631
- (7) 管理者 施設長 大高 実
- (8) 設 備 居室20室(1室15㎡) 浴室(一般浴槽・特殊浴槽・シャワー浴室)
医務静養室1室(15㎡) 共同生活室2室(1室75.3㎡)
相談室1室 送迎車2台
- (9) 営業日 年中無休
- (10) サービス提供時間 24時間対応
- (11) 利用定員 20名
- (12) 事業の実施地域 能代市・山本郡・秋田市・深浦町・大館市・潟上市・北秋田市・男鹿市
大潟村

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しております。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
事業の管理者。職員及び業務の管理を行います。
- (2) 医師 1名(非常勤専従)
ご利用者の健康状態を診断し、適切な治療又は助言を行います。
- (3) 生活相談員 1名以上(常勤兼務) 資格:社会福祉主事・ヘルパー2級・介護福祉士
ご利用に関すること日常生活上の相談を随時行います。
- (4) 介護職員 10名以上(常勤専従10名)
資格:介護福祉士・ヘルパー2級、初任者研修
ご利用者の日常生活上の介護及び養護を行います。
- (5) 看護職員 1名以上(常勤又は非常勤兼務1名以上 機能訓練指導員兼務)
資格:看護師、准看護師
ご利用者の健康管理や療養上の看護及び介護を行います。
- (6) 調理員 4名以上(常勤専従)
ご利用者の食事調理を行います。
- (7) 事務員 1名(非常勤専従)及び介護職員が兼務します。

4. サービス内容

- (1) 介護サービス計画の立案
…介護関係職員が協議して計画を立て、利用者の方もしくはご家族の方に説明し同意を得ます。
- (2) 食 事…朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 17:20
以上のほか、おやつ・湯茶等のサービスがあります。
原則、食堂においておとりいただきます。
ただし、食事時間、食事場所については、ご要望があればご相談に応じます。
- (3) 入 浴…必要に応じて入浴していただきますが、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。また、利用期間及び送迎の時間によっては入浴ができない場合もあります。
- (4) 介 護…利用者の状態に応じ、日常生活を送るうえで必要な下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の介助等。
- (5) 機能訓練…必要に応じ、機能訓練を行います。
- (6) 生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- (7) 健康管理…必要に応じて、医務室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。

- (8)特別食の提供…当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために特別食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。
- (9)理美容サービス…当施設では理容サービスを実施しております。理容代は実費となります。希望者は申し出てください。(時間、日程の調整が必要です。)
- (10)レクリエーション…日々の活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもあります。詳しくはその都度ご説明のうえ承諾をいただきます。

5. 利用料金

(1)短期入所介護 1割負担の場合

(1)―① 短期入所生活介護

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額 (介護保険適用時)
要介護 1	7,460円	746円
要介護 2	8,150円	815円
要介護 3	8,910円	891円
要介護 4	9,590円	959円
要介護 5	10,280円	1,028円

(1)―② サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

…1日あたりの自己負担額(介護保険適用時)6円。

(1)―③ 夜勤職員配置加算…1日あたりの自己負担額(介護保険適用時)18円。

(1)―④ 送迎加算…片道あたりの自己負担額(介護保険適用時)184円。

(1)―⑤ 緊急短期入所受入加算…1日あたりの自己負担額90円。(緊急で入所した場合)

(1)―⑥ 介護職員等处遇改善加算(Ⅱ)…1月につき自己負担額 所定単位数×13.6%円。

(2)短期入所介護 2割負担の場合

(2)―① 短期入所生活介護

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額 (介護保険適用時)
要介護 1	7,460円	1,492円
要介護 2	8,150円	1,630円
要介護 3	8,910円	1,782円
要介護 4	9,590円	1,918円
要介護 5	10,280円	2,056円

(2)－② サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

・・・1日あたりの自己負担額(介護保険適用時)12円。

(2)－③ 夜勤職員配置加算・・・1日あたりの自己負担額(介護保険適用時)36円。

(2)－④ 送迎加算・・・片道あたりの自己負担額(介護保険適用時)368円。

(2)－⑤ 緊急短期入所受入加算

・・・1日あたりの自己負担額180円。(緊急で入所した場合)

(2)－⑥ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

・・・1月につき自己負担額 (所定単位数×8.3%円)×2。

(3)短期入所介護 **3割負担の場合**

(3)－① 短期入所生活介護

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額 (介護保険適用時)
要介護 1	7,460円	2,238円
要介護 2	8,150円	2,445円
要介護 3	8,910円	2,673円
要介護 4	9,590円	2,877円
要介護 5	10,280円	3,084円

(3)－② サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

・・・1日あたりの自己負担額(介護保険適用時)18円。

(3)－③ 夜勤職員配置加算・・・1日あたりの自己負担額(介護保険適用時)54円。

(3)－④ 送迎加算・・・片道あたりの自己負担額(介護保険適用時)552円。

(3)－⑤ 緊急短期入所受入加算

・・・1日あたりの自己負担額270円。(緊急で入所した場合)

(3)－⑥ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

・・・1月につき自己負担額 (所定単位数×13.6%円)×3。

(4) 指定介護予防短期入所生活介護 **1割負担の場合**

(4)－① 指定介護予防短期入所生活介護

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額 (介護保険適用時)
要支援1	5,610円	561円
要支援2	6,810円	681円

(4)－② サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

・・・1日あたりの自己負担額(介護保険適用時)6円。

(4)－③ 送迎加算・・・片道あたりの自己負担額(介護保険適用時)184円。

(4)－④ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

・・・1月につき自己負担額 所定単位数×13.6%円。

(5) 指定介護予防短期入所生活介護 **2割負担の場合**

(5)－① 指定介護予防短期入所生活介護

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額 (介護保険適用時)
要支援1	5,610円	1,122円
要支援2	6,810円	1,362円

(5)－② サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

・・・1日あたりの自己負担額(介護保険適用時)12円。

(5)－③ 送迎加算・・・片道あたりの自己負担額(介護保険適用時)368円。

(5)－④ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

・・・1月につき自己負担額 (所定単位数×13.6%円)×2。

。

(6) 指定介護予防短期入所生活介護 **3割負担の場合**

(6)－① 指定介護予防短期入所生活介護

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額 (介護保険適用時)
要支援1	5,610円	1,683円
要支援2	6,810円	2,043円

(6)－②

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

・・・1日あたりの自己負担額(介護保険適用時)18円。

(6)－③ 送迎加算・・・片道あたりの自己負担額(介護保険適用時)552円。

(6)－④ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

・・・1月につき自己負担額 (所定単位数×13.6%円)×3。

(7) 住居費 1日 2,066円

(8) 食費 1日あたり 1,445円(朝食405円・昼食570円・夕食470円)

(9)利用者負担段階の負担限度額

	住居費(月額)	食 事(月額)
第一段階	880円	300円
第二段階	880円	600円
第三段階①	1,370円	1,000円
第三段階②		1,300円

(10)その他の料金

①冷暖房費 1日あたり80円 (7月～9月)

1日あたり100円 (12月～3月)

快適温度調整費 1日あたり35円 (4・5・6・10・11月)

②その他 行事参加費は別途料金がかかります。

理美容サービスは実費となります。

日常生活上の便宜に係る費用は実費となります。

6. キャンセル料

利用開始前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日午後5時までにご連絡 いただいた場合	無料
②入所日の前日午後5時までにご連絡 がなかった場合	1日の利用料の30%

7. 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

8. 支払方法

1. 事業者は、原則として当月利用料金の合計額を請求明細書に付して翌月15日までに利用者又はその家族に送付します。
2. 利用者は、原則として当月利用料金の合計額を翌月末日までに現金支払、銀行振込み、口座振替で事業者を支払います。
3. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、原則として利用者に対し領収証を発行します。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

居宅サービス計画の作成を依頼している介護支援専門員にご相談ください。ご利用の予約は主に2ヶ月前からできます。

(2) サービス利用契約の終了

① ご利用者様の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的に契約を終了し予約は無効となります。

- ・ご利用様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ご利用様がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・ご利用様がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、又はご利用様やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。(ご利用様が現にサービスを利用している期間中は、2日間の予告期間をおきます。)なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合は、1ヶ月前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。

10. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

<基本理念>

私たちは高齢社会で果たす役割の重大性を自覚し、明るく元気ですこやかなヒューマンライフを支えます。

<介護サービスの基本方針>

- 1,常に愛情と熱意を持って利用者の自立を助け、その家族の繁栄にお手伝い致します。
- 2,介護のスペシャリストとして常に自己研磨に励み、誠意をもって質の高い介護サービスが提供できるよう、専門性の向上に努めます。
- 3,医療関係との連携を図り、医療・介護技術の進歩に即応し、高水準の介護を追及します。
- 4,利用者の一人ひとりのニーズと意思を尊重し、生活の質の向上に努めます。
- 5,業務上で知り得た個人及び家族の情報については、一切漏洩しません。

<品質方針>

- 1,利用者のニーズを常に把握し、ハートフルな介護サービスを提供します。
- 2,医療スタッフ・家族と一体となったチームケアを推進し、利用者の ADL の向上を図ります。
- 3,規定・手順書を熟知し、介護力の均一化と事故の防止に努めます。

(2) サービスの利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実行	○	
サービスマニュアルの作成の有無	○	
身体的拘束の有無	×	
変更・追加の申込み方法	○	電話連絡
その他		

(3) 施設利用にあたっての留意事項

面会……………午前9:00～午後8:00の間でお願いします。
外出……………ご家族が一緒ならば随時可能です。
飲酒／喫煙……………センター内は禁酒・禁煙です。
設備／器具の利用……………職員におたずねください。
金銭／貴重品の持ち込み……………ご遠慮願います。
宗教活動……………施設内での活動はご遠慮願います。
ペット……………ご遠慮願います。

11. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方の緊急連絡先に速やかに連絡いたします。

12. 非常災害対策

防災時の対応……………消防計画、避難確保計画に沿った、非常誘導を行う。

防災設備……………火災受信機／火災通報装置／非常用放送設備／スプリンクラー
消火器

防災訓練……………年間2回以上の訓練を実施

防火管理責任者…………… 大高 実

13. サービス内容に関する相談・苦情

1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 大高 実(施設長)

電話番号 0185-89-5631

2) その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

① 能代市役所 長寿いきがい課

所在地 能代市上町1-3

電話番号 0185-89-2157

② 北秋田市役所 健康福祉部高齢福祉課

所在地 北秋田市花園町19-1

電話番号 0186-62-1112

③ 八峰町役場 福祉保健課

所在地 山本郡八峰町峰浜目名瀧字長田118

電話番号 0185-76-4608

④ 三種町役場 福祉課介護支援係

所在地 山本郡三種町鶴川字岩谷子8

電話番号 0185-85-2247

⑤ 大潟村役場 住民生活課

所在地 南秋田郡大潟村字中央1-1

電話番号 0185-45-2114

⑥ 大館市役所 大館市市民部長寿支援課 介護保険係

所在地 大館市字三ノ丸103-4

電話番号 0186-43-7055

⑦ 男鹿市市役所 福祉事務所 高齢者福祉係

所在地 男鹿市船川港船川字泉台66-1

電話番号 0185-24-9119

⑧ 潟上市役所 保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉班

所在地 潟上市昭和大久保字堤の上1-3

電話番号 018-855-5113

⑨ 秋田市役所 介護・高齢福祉課

所在地 秋田市山王1丁目1-1

電話番号 018-866-240

7

⑩ 深浦町役場 福祉課

所在地 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2 電話番号0173-74-2117

⑪ 秋田県国民健康保険団体連合会

所在地 秋田市山王4-2-3 市町村会館4F

電話番号 018-883-1550

14. 協力病院

病院名 白坂内科胃腸科病院

医師名 院長 白坂 友之

所在地 能代市東町14-3 電話番号 0185-54-6624

令和 年 月 日

短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者	(株)しらかみ長寿の里		
所在地	能代市落合字古悪土 1-217		
名 称	しらかみ長寿の里ショートステイしらかみ (事業所番号 0570210583)		
説明者	所属	ショートステイ	しらかみ
	説明者氏名		印

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け内容に同意しましたので受領します。

利用者 住 所
氏 名 印

ご家族代表者 住 所
氏 名 印 続柄 ()